

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 29年 6月 30日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 殿

提出者

住 所 和歌山県日高郡日高川町初湯川462

氏 名 和興建設株式会社

代表取締役 山本 雅弘

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0738-63-3824

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	和興建設株式会社
事業場の所在地	和歌山県日高郡日高川町初湯川462
計画期間	平成29年 4月 1日～ 平成30年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	特定建設業
②事業の規模	資本金 ¥40,000,000-
③従業員数	28名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①産業廃棄物処理業者及び収集運搬業者との適正な委託契約 ②各、現場で発生する産業廃棄物は処分方法による適正な分別 ③収集運搬業者による適正運搬 ④産業廃棄物業者による適正処分 ⑤マニフェストの交付 ⑥処分業者への処理状況の確認



(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

各現場の管理責任者が産業廃棄物適正処理

産業廃棄物処理責任者 部長

産業廃棄物(マニフェスト管理) 総務部

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 状	【前年度（ 28年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	混廃		
	排 出 量	2,575.1 t	160 t	8.2 t	t	t
	（これまでに実施した取組） 現場にて発生する産業廃棄物は廃棄物の種類ごとに選別し中間処理業へ搬送し適正処理を行う。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	混廃		
	排 出 量	3,000 t	200 t	10 t	t	t
	（今後実施する予定の取組） 施工工法の改善等、産業廃棄物の発生制御に努める。 社員全員による産業廃棄物に対する課題や問題点などの話し合い。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物の種類ごとに選別。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 施工工法の改善等、産業廃棄物の発生制御に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
① 状	【前年度（平成28年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
① 状	【前年度（平成28年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 状	【前年度（平成28年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分または海洋投入処分は行わない。					
② 画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 状	【前年度（平成28年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	混廃		
	全処理委託量	2,575.1 t	160 t	8.2 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,575.1 t	160 t	8.2 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	（これまでに実施した取組） 処分業者と委託契約を締結するに当たっては事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）するとともに、委託後に定期的な確認を行う。 再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木屑	混廃		
	全処理委託量	3,000 t	200 t	10 t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3,000 t	200 t	10 t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
	これまでに実施した取組を継続する。 また、再生利用が不可能な廃棄物については、積極的に熱利用を推進し、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。 施工工法の改善等、産業廃棄物の発生制御に努める。					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理計画書

事業概要

会社名	和興建設株式会社
本店	日高郡日高川町大字初湯川462番地
日高営業所	日高郡日高町萩原924-2
従業員数	28名
資本金	金4,000万円
連絡先	0738-63-3824 FAX 0738-63-3586

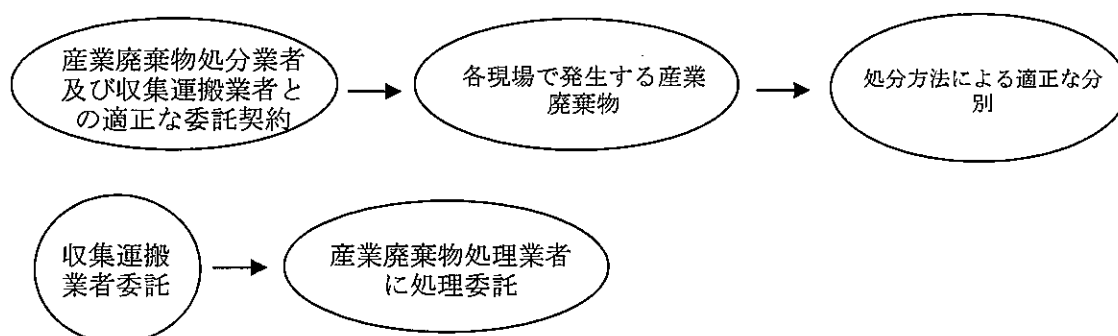
事業展望

産業廃棄物の減量化の取組み。

建設リサイクルに対する取組み。

安全管理、施工に対する取組み。

廃棄物発生フロー図



建設工事請負実績

排出量(t)

	事業場名称	工事所在地	混合廃棄物	がれき類	木屑
1	和興建設㈱資材置場	日高郡日高町萩原	8.2		
2	第206号-2日高川河川整備工事	日高郡日高町若野			3.0
3	第1-3号-5日高川災害復旧助成工事	日高郡日高川町皆瀬		6.2	
4	第22号-3笠松地区急傾斜地崩壊対策工事	日高郡日高川町初湯川		313.1	77.0
5	第501号-2御坊由良線小規模道路改良工事	日高郡美浜町和田		188.2	
6	第3号-7椿山ダム修繕工事	日高郡日高川町初湯川			69.0
7	町単独事業 町道舗装維持修繕工事	日高郡印南地内		102.1	
8	第504-5号-7御坊由良線(外)交付金安全(外)合併工事	御坊市湯川町小松原地内		219.0	
9	第1-1号-18日高川災害復旧助成工事	日高郡日高川町皆瀬		887.8	
10	第501号-3御坊由良線小規模道路改良工事	日高郡美浜町和田		29.0	
11	第4号町道川原河初湯川線道路改良工事	日高郡日高川町初湯川		22.3	11.0
12	第5号-3国道425号小規模道路改良工事	日高郡印南町上洞		77.6	
13	第11号吉原西川2号ほか舗装工事	日高郡美浜町吉原		25.4	
14	第19号-6加門谷川砂防工事	日高郡日高川町皆瀬		75.4	
15	西ノ地地区舗装復旧工事	日高郡印南町西ノ地		547.8	
16	第81-126号町道東神野川線舗装工事	日高郡みなべ町東神野川		81.3	
			8.2	2575.1	160.0

計 画 期 間

平成 29年 4月 1日 ～ 平成 30年 3月 31日

産業廃棄物の処理管理組織図

各現場の管理責任者が産業廃棄物適正処理

産業廃棄物処理責任者 川崎 敬幸

産業廃棄物(マニフェスト管理) 阪口 美恵

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

- *社内での対象とする特定建設資材廃棄物の処理技術についての情報共有。
- *工法の改善等、産業廃棄物の発生制御に努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

- *現場で発生する産業廃棄物は廃棄物の種類ごとに選別し中間処理業へ搬送し適正処理する。
- *社員一人々から産業廃棄物処理に対する課題や問題点などの話し合い。

産業廃棄物の再生利用に関する事項

- *社内での対象とする産業廃棄物の分別及び適正処理技術についての情報共有。
- *建設関係及び業界団体からの講習会の参加。

産業廃棄物の処理に関する事項

- *委託基準に従って、産業廃棄物処分業許可取得業者の選定契約の実施。
- *委託基準に従って、産業廃棄物処理の適正処分(マニフェスト)及び目視確認。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		代表取締役社長	
現場責任者		舗装・土木部部长	
現場担当者		舗装・土木部主任	
産業廃棄物 処理責任者		川崎 敬幸	
廃棄物処理施設 技術管理者			
役割	統括責任者	①委託契約の締結 ②処理業者への現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況） ③再生利用推進のための委託先情報収集、ルート確保	
	現場責任者	①産業廃棄物の取扱手順等の策定 ②従業員及び下請業者等への教育、啓発等 ③帳簿の作成 ④廃棄物処理法及び関係法令を遵守した作業の推進	
	現場担当者	①マニフェストの交付 ②分別解体、産業廃棄物の分別、保管業務	

組織図

GM 役会

総務部

舗装部

土木部

現場担当

現場担当